

入札説明書等配布一覧表

入札に付する物件の名称〔 除雪ドーザ 〕

No	名 称	様式 No	部数等
1	入札説明書	—	1 部
2	仕様書	—	1 部
3	競争入札参加資格確認申請書 (競争入札参加資格者名簿登載者用)	第 1 号	1 部
4	競争入札参加資格審査申請書 (競争入札参加資格者名簿に登載されていない場合)	第 2 号	1 部
5	暴力団排除に関する誓約書	第 3 号	1 部
6	入札書	第 4 号	1 部
7	委任状 (入札時用)	第 5 号	1 部
8	委任状 (物件説明会用)	第 6 号	1 部
9	入札保証金納付申出書 (兼) 入札保証金口座振込申出書	第 7 号	1 部

(注) 上記内容について、落丁等がないか確認してください。

山形県最上総合支庁建設部
建設総務課

入 札 説 明 書

除雪ドーザの売却に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令及び山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 担当部局等

〒996-0002

山形県新庄市金沢字大道上2034

山形県最上総合支庁建設部建設総務課総務係 電話番号 0233(29)1374

2 入札の場所及び日時

入札に係る日程は、入札公告記載のとおりとする。

3 入札に付する事項

(1) 入札に付する物件の名称及び数量 除雪ドーザ 1台

(2) 入札に付する物件の仕様等 別紙仕様書のとおり

(3) 入札方法

イ 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ロ 入札書の様式は、入札書（別紙様式第4号）による。

ハ 入札書は持参によるものとする。

ニ 入札書は封筒に入れて厳封し、表に「氏名又は名称」及び「物件の名称」を記載すること。

ホ 代理人をして入札に関する行為をさせようとする者は、委任状（別紙様式第5号）を提出すること。

ヘ 入札者又は入札者の代理人は、当該入札に関する他の入札者の代理をすることはできない。

ト 入札者又は入札者の代理人は、入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写しとともに、名刺又は入札権限に関する委任状及び印鑑（入札書に対応する印鑑に限る。ただし、代理人の場合は当該代理人の印鑑とする。）を持参すること。

チ 入札価格は、当該物件現状引渡の価格とし、機械の輸送等に要する経費その他必要な経費は別途落札者の負担とする。

4 入札参加者の資格

(1) 「地方自治法施行令第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。」とは、以下の者に該当しないことをいう。

イ 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者。

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。

ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者。

（2）「山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。」とは、申請書の提出期限の日から落札決定までの期間中のいずれの日においても指名停止措置を受けていないことをいう。

（3）入札公告で指定された期限までに申請書を提出しない者及び入札参加資格が無いと認められた者は、本件入札に参加することができない。

5 入札参加資格の審査

（1）入札への参加を希望する者は、入札参加者の資格を確認するため、申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を令和7年11月13日（木）午後4時までに1の担当部局に提出すること。

（2）提出書類

ア 競争入札参加資格者名簿に登載されている者
競争入札参加資格確認申請書（別紙様式第1号）

イ 競争入札参加資格者名簿に登載されていない者
競争入札参加資格審査申請書（別紙様式第2号）及び添付書類

（3）上記（2）の書類を郵送で提出する場合は、書留郵便に限るものとし、上記（1）の期限まで契約担当部局に到達しなければならない。

（4）申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

（5）申請書等を提出した者は、入札日の前日までにその内容に関し説明又は協議を求められた場合はこれに応じるものとし、必要な場合には添付書類の追加に応じるものとする。なお、その指示に応じないときは、入札参加資格がないものとみなす。

6 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格の審査は、申請書の提出期限の日を基準日として行うものとし、その結果は令和7年11月18日（火）までに通知する。

7 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

入札見積価格（入札書に記載する金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額）の100分の5に相当する金額以上の額。ただし、規則第119条各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金を免除する。

入札保証金の取扱いは以下のとおりとする。

イ 入札保証金は、入札の前までに納付するものとする。この場合の額は、再度入札の場合も想定して不足となることがないように注意すること。

ロ 入札保証金は、納入通知書により納付することとし、入札参加を希望する者は令和7年11月13日（木）午後4時までに入札保証金納付申出書（兼）入札保証金口座振込申出書（別紙様式第7号）により納入通知書の交付を1の担当部局あて申し出ること。

ハ 入札日当日は、入札保証金の納付を証するために金融機関の領収印の押印された納入通知書兼領収証書の原本を持参するものとする。

ニ 落札者以外の方の入札保証金は入札終了後速やかに申し出のあった口座に返還する。

- ホ 落札者が落札物件の売買契約を締結しないときは、入札保証金は返還しない。
- (2) 契約保証金 免除する。

8 入札の辞退等

- (1) 入札参加者は、入札書を提出するまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退する場合は、書面により行うものとする。この場合は、辞退する物件の名称、入札日、辞退する者の氏名又は名称、辞退する理由を記載した書面に代表者印を押印し、入札を執行する日時までに提出するものとする。
- (2) 入札参加者が入札執行時刻に遅れた場合は、本件入札を棄権したものとみなす。

9 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会うものとする。入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない山形県職員を立ち会わせて開札を行う。

10 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 入札公告に示した入札参加資格のない者（入札参加資格があることを確認された者で、開札時において入札公告に示した入札参加資格を満たさなくなった者を含む。）のした入札。
- (2) 申請書に虚偽の記載をした者のした入札。
- (3) 委任状を提出しない代理人のした入札。
- (4) 入札の公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合したと認められる入札。
- (5) 同一の事項につき2通以上の入札書を契約担当者に提出した入札。
- (6) 金額、氏名等の入札要件が確認できない入札書、記名押印を欠く入札書又は入札金額を訂正した入札書を契約担当者に提出した入札。
- (7) その他入札条件に違反した者のした入札。

11 再度入札

予定価格以上の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。

12 落札者の決定方法

- (1) 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格以上で最も高額な価格をもって入札（有効な入札に限る。）を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない山形県職員にこれに代わってくじを引かせ落札者を決定する。
- (3) 落札者の決定の時までに入札参加資格を満たさなくなった者は落札者とししない。

13 その他入札に関する条件

- (1) 申請書に虚偽の記載をした場合においては、山形県競争入札参加指名停止要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。

- (2) 入札参加者の連合、その他の理由により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。
- (3) 入札をした者は、入札後、契約条項又は入札条件等の不明を理由として異議を申し立てることができない。
- (4) 落札者は予約完結権を他に譲渡することができない。
- (5) 本契約の条項は、規則の規定による物件売払契約約款（昭和39年8月県告示第707号）による。

14 物件説明会

物件説明会については、入札公告記載のとおりとする。説明会参加の際は、入札参加希望者本人の場合は名刺、代理人の場合は説明会参加を委任する旨を記した委任状（別紙様式第6号）を持参すること。

15 契約の締結

山形県最上総合支庁長と落札者との売買契約は遅延なく締結することとする。

16 買受代金の支払い

- (1) 買受代金は、即納又は契約条項に基づいて県が指定する期日までに、1の担当部局等において発行する納入通知書により県指定金融機関等に完納しなければならない。
- (2) 支払期限までに買受代金を支払わなかった場合は、原納期限の翌日から起算して納付の日までの遅延日数に応じ、契約金額（既納付額がある場合は、契約金額から当該納付額を控除した額）に年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収するものとする。

17 所有権移転及び物件引渡し

- (1) 落札者は、当該物件引渡し後速やかに、契約物件の『山形県』及び『山形県土木部』等の表示を消去すること。また、消去前、消去後の写真（消去したことがわかるように対比したもの）を提出すること。なお、これに要する経費は、落札者の負担とする。また、『国土交通省補助除雪機械』及び『管理番号 S14-0511』のプレートを県に返却するものとする。
- (2) 当該機械の所有権は、買受代金の支払いが完納したときに移転するものとする。
- (3) 当該機械は現状引渡しとし、引渡し後の不調、故障等についての補償は県は一切行わない。
- (4) 落札者が買受代金を完納したとき、危険負担は落札者に移転する。よって、その後が発生した当該機械の破損、盗難及び焼失等による損害の負担は、落札者が負うものとする。
- (5) 落札者は当該車両の所有権の移転登録を必ず行わなければならない。
- (6) 県は、落札者が買受代金の支払いを完納したとき、落札者の申請により当該車両にかかる譲渡証明書等の名義変更に必要な書類を落札者に交付する。
- (7) 落札者は、当該車両にかかる所有権の移転登録を道路運送車両法第13条に基づき15日以内に行わなければならない。なお、これに要する経費は、落札者負担とする。

- (8) 落札者は、名義変更が完了した場合、速やかに県に自動車検査証の写しを添えて文書で報告しなければならない。
- (9) 当該車両の引渡しは、(8)の報告があった後、速やかに行うものとし、当該車両の運送は落札者の責任において行うものとする。
- (10) 陸運事務所の管轄等により、上記の引渡し方法等によりがたい場合は、別途協議を行い決定するものとする。

仕 様 書

項 目	内 容
車 名	T C M
自 動 車 登 録 番 号	山形900る225
型 式	S 3 2
初 年 度 登 録 年 月	平成14年11月
自 動 車 の 種 別	大型特殊
自家用・事業用の別	自家用
車 体 の 形 状	タイヤ・ドーザ
乗 車 定 員	2 名
車 両 重 量	14,900kg
車 両 総 重 量	15,010kg
長 さ	890cm
幅	338cm
高 さ	345cm
原 動 機 の 型 式	6HK1
総 排 気 量	7.79L
燃 料 の 種 類	軽 油
走 行 距 離 数	67,914km (令和7年3月末現在)
稼 動 時 間	8,880h (令和7年3月末現在)
自動車検査証の有効期限	令和8年11月18日
車 体 色	黄色
備 考	※エンジン故障（ヘッド、ビス取り外した状態）要確認のこと

【自賠責保険料の還付金相当額の納入】

自賠責保険の有効期限 令和8年11月19日午前12時

様式第 1 号（競争入札参加資格者名簿登載者用）

競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

山形県最上総合支庁長 齋藤 千賀子 殿

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名

⑨

電話番号

令和 7 年10月31日付けで公告ありました除雪ドーザの売却に係る入札参加資格について確認されたく申請します。

なお、公告された資格を有することについては事実と相違ないことを誓約します。

※登録番号	※確認印

※申請者は記入しないでください。

様式第 2 号（競争入札参加資格者名簿に登載されていない場合）

競争入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

山形県最上総合支庁長 齋藤 千賀子 殿

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名

⑨

電話番号

令和 7 年 10 月 31 日付けで公告ありました除雪ドーザの売却に係る入札参加資格について審査されたく申請します。

なお、公告された資格を有すること並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

添付資料（添付する書類の番号に○をつけてください）

No	名称	法人	個人	写し	備考	発行機関
1	商業登記事項証明書又は現在事項全部証明書	○	—	可	発行後 3 か月以内のもの	法務局
2	身分証明書	—	○	可	発行後 3 か月以内のもの	市町村
3	登記されていないことの証明書	—	○	可	成年被後見人、被保佐人、被補助人に登録されていないことの証明 発行後 3 か月以内のもの	法務局
4	印鑑証明書	○	○	可	発行後 3 か月以内のもの	法務局 市町村
5	山形県の納税証明書※	○	○	可	県税の滞納がない証明書 発行後 3 か月以内のもの	各総合支庁税務課
6	個人住民税の滞納がない証明書※	—	○	可	発行後 3 か月以内のもの	市町村
7	消費税及び地方消費税納税証明書	○	○	可	納税証明書その 3（その 3 の 2、その 3 の 3 も可） 発行後 3 か月以内のもの	本社を管轄する税務署
8	暴力団排除に関する誓約書	○	○	不可	別紙様式第 3 号	

※については、県内に事業所を有する法人又は県内に住所を有する個人に限る。

様式第3号

暴力団排除に関する誓約書

☐ 私 ☐ 当社は、

- 1 下記のいずれにも該当しません。将来においても該当することのないことを誓約します。
- 2 山形県との契約事案について、下記に該当する者であることを知りながら下請契約又は関連する契約（資材、原材料及び物品の購入契約並びにその他の契約）を締結することはありません。
- 3 下記の該当の有無を確認するために、山形県から役員名簿等の提出を求められたときは速やかに提出します。また、当該役員名簿等に記載された情報等が山形県警察本部に提供されることについて同意します。
- 4 暴力団の不当な要求には応じません。また、山形県との契約事案について不当な要求を受けたときは、ただちに警察署へ通報（「110番通報等」）するとともに、山形県に報告します。
- 5 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が入札参加資格の制限等の不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（山形県暴力団排除条例（平成23年3月22日条例第26号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団員等（山形県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であること。
- 暴力団（山形県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していること。
- 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等していること。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- 個人である場合は、指定暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第9条に規定する指定暴力団員をいう。）と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）であること。

山形県最上総合支庁長 齋藤 千賀子 殿

令和 年 月 日

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

㊞

㊞について、個人にあつては実印、法人にあつては代表者印。

様式第4号

入 札 書	
令和 年 月 日 山形県最上総合支庁長 齋藤 千賀子 殿	
※1 入札者 住 所 又 は 所 在 地 氏名又は名称及び代表者名	
〔代理人氏名※2〕	
山形県財務規則及び山形県契約約款により入札条件を承認し、下記のとおり入札します。	
記	
入札金額	¥ (税抜き)
入札保証金額	¥
品名及び規格	除雪ドーザ (TCM) (規格は入札説明書及び仕様書のとおり)
数量	1 台
引渡場所	新庄市鳥越602 株式会社新庄いすゞサービス工場 内
引渡期限	契約金額完納後30日以内
摘要	入札説明書のとおり

備考 「摘要」欄には物件売払契約に係る入札の場合にあっては代金納入期限等その他の場合にあっては必要事項を記入すること。

※1 入札者の「住所又は所在地」並びに「氏名又は名称及び代表者名」は、必ず記載すること。
(代理人が入札する場合であっても、記載すること。その場合、押印は不要。)

※2 代理人が入札する場合は、※1の記載に加え、〔 〕欄に記名・押印のうえ入札すること。

様式第5号（入札時用）

委 任 状

令和 年 月 日

山形県最上総合支庁長 齋藤 千賀子 殿

住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名

印

私は (使用印鑑) を代理人と定め、
下記の権限を委任します。

記

1 委 任 事 項

除雪ドーザの売却に係る入札並びに見積に関する一切の件

2 委 任 期 間

令和7年11月26日

委 任 状

令和 年 月 日

山形県最上総合支庁長 齋藤 千賀子 殿

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名

印

私は _____ を代理人と定め、下記の権限を委任します。

なお、説明会における内容の不明を理由として入札後に異議を申し立てないことを誓約します。

記

1 委任事項

令和7年11月26日入札の除雪ドーザの売却に係る物件説明会に関する一切の件

2 委 任 期 間

令和7年11月7日

様式第 7 号

入札保証金納付申出書（兼）入札保証金口座振込申出書

令和 年 月 日

山形県最上総合支庁長 柴崎 渉 殿

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名

⑨

令和 7 年 10 月 31 日付けで公告ありました除雪ドーザの売却に係る入札に参加するにあたり、
金 _____ 円 (A) を入札保証金として納付したいので納入通知書を発行願います。

なお、入札保証金を返戻する場合は、下記の口座に振り込み願います。

(注意) 提出前に、以下により入札書記載限度額を確認願います。

(A) 納付する入札保証金額 _____ 円

(B) 落札限度額 (税込み) (A) × 20 = _____ 円

(C) 入札書記載限度額 (税抜き) (B) ÷ 1.1 = _____ 円

※ 「(C) 入札書記載限度額」を超える入札は無効となります。

記

1 金融機関名 _____

2 本・支店名 _____ (店番号)

3 預金種別 1. 普通 2. 当座 3. その他

4 口座番号 _____

(フリガナ)
5 口座名義人 _____

本件入札において落札者となった場合における、入札保証金の契約保証金への充当について (以下のいずれかに「○」を付すこと。)

(1) 希望する 契約保証金に充当します。

(2) 希望しない 別途、全額を納入通知書により納付します。

身分証明書等について

個人で入札に参加する場合は、書類として下記の証明書が必要となります。

- 1 本籍所在地市町村長が発行する身分証明書
- 2 法務局登記官が証明する成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録が登記されていないことの証明書

1 本籍所在地市町村長が発行する身分証明書とは、市町村の戸籍を担当する係で主に発行されていますが、次の内容について証明していただくことになります。（市町村により若干取り扱いが異なる場合があります。）

- ・ 禁治産者又は準禁治産者の宣告の通知を受けていないこと。
- ・ 後見の登記の通知を受けていないこと。
- ・ 破産宣告の通知を受けていないこと。

2 法務局登記官が証明する成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録が登記されていないことの証明書は、平成12年度から施行されたものです。

証明書の発行手続きは、東京法務局後見登録課、全国の法務局、地方法務局（本局）の戸籍課の窓口で行っておりますので、直接訪問し申請を行うか又は郵送により申請していただくことになります。

郵送（東京法務局後見登録課のみ取り扱い）による場合は、ある程度（約10日間）の時間を要しますのでご注意ください。

この証明に必要な手続きの申請書類については、最寄りの法務局及び各支局等において求めることができます。また、法務局のホームページからもダウンロードできます。

この証明に係る費用は登記印紙（法務局等で求めることができます。）で納付することになります。また、郵送の場合は、返信用の切手を添付した封筒を用意する必要があります。

※ 身分証明書との関係

平成12年3月31日以前は、禁治産者（成年被後見人とみなされる者）・準禁治産者（被保佐人とみなされる者）については、その内容は本人の戸籍への記載という方法で公示されておりましたが、平成12年4月1日以降は、新しい成年後見制度の施行により、その公示方法が戸籍への記載から後見登録等ファイルへの登記に変更されました。

そのため、平成12年3月31日以前に、いわゆる欠格条項に該当しないこと（禁治産者（成年被後見人とみなされる者）、準禁治産者（被保佐人とみなされる者）に該当していない）の証明は、従前どおり本籍地の市町村が発行する「身分証明書」によって行うことになり、平成12年4月1日以降は、その証明は成年被後見人、被保佐人等に該当しないことを証明する「登記されていないことの証明書」によって行うことになります。

その結果、いずれの時点においても欠格事由に該当しないことを証明するためには、「身分証明書」及び「登記されていないことの証明書」の両方が必要となります。

なお、「破産者」でないことの証明につきましては、従前どおり身分証明書によってのみ証明されることになります。